

愛媛県教育委員会 4月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 4月12日（火）午後 3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会 4月定例会を開会いたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしてお願いいたします。よう御協力をお願いいたします。

(2) 教育長挨拶及び新任者紹介

（教育長） 新年度に入りまして第1回の定例会ということでございまして、教育委員の皆様には今年度も引き続きよろしくをお願いいたします。それでは、最初に新任の方について自己紹介をお願いいたします。

（副教育長） 副教育長の大島でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（指導部長） 指導部長の吉田慎吾でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（教育総務課長） 教育総務課長の高橋と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

（教職員厚生室長） 教職員厚生室長の越智でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（文化財保護課長） 文化財保護課長の佐川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（文化財保護課文化財専門監） 文化財保護課文化財専門監の谷若です。よろしく申し上げます。

（保健体育課長） 保健体育課長の加藤です。よろしく申し上げます。

(義務教育課長) 義務教育課長の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

(人権教育課長) 人権教育課長の小黒裕二でございます。よろしくお願いいたします。

(特別支援教育課長) 特別支援教育課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長) それでは始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第21号の公立中学校元教員の退職手当支給制限処分及び議案第22号愛媛県教育支援委員会委員の任命につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのように進行させていただきます。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(3) 3月臨時会及び定例会議事録の承認

(教育長) それでは、3月臨時会議事録及び定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(4) 教育長報告

○平成28年度の各課(室)における重点取組事項について

(教育長) 平成28年度の各課(室)における重点取組事項について、事務局から報告を願います。

(教育総務課長) 教育総務課でございます。以下、各課、順次、重点取組事項について御説明させていただきます。「平成28年度の各課室における重点取組事項について」という資料を御覧いただいたらと思います。3ページを御覧ください。教育総務課からは、「『えひめ教育の日』の取組について」御説明をいたします。

「えひめ教育の日」は、県内の教育関係団体等で組織する「えひめ教育の日」推進会議において、11月1日を県民総ぐるみで教育について考え、行動する契機となる日として平成20年に制定し、教育に対する県民の意識・関心を高めることで行政や学校だけではなく、家庭や地域などが一体となって、本県教育の推進を図っているところでございます。

昨年度は、11月1日の日曜日に、八幡浜市文化会館ゆめみかんを会場に、「えひめ教育の日」推進大会及び推進フェスティバルを開催しましたほか、「えひめ教育月間」である11月には、各学校や地域等において、約1,300件の関連行事が集中的に実施され、県民の積極的な参加を促すことにより制定趣旨の普及・啓発等に取り組みました。

今年度は10月30日の日曜日に、西条市総合文化会館で推進大会や推進

フェスティバルを開催する方向で調整しておりますとともに、各学校や地域等に、えひめ教育月間関連事業の実施を働きかけているところでございます。

こうした普及活動の継続により、「えひめ教育の日」のより一層の普及・定着を図り、多くの保護者や子どもたち、地域の方々が教育について考える機運を盛り上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

(教職員厚生室長) 続きます。教職員厚生室の重点取組事項について御説明申し上げます。まず、資料4ページの「教職員のメンタルヘルス対策の推進について」でございますが、県教育委員会では心の病に陥る教職員の増加を受け、メンタルヘルス対策を効果的に推進するため、「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき、引き続き、セルフケアに関する知識・技法の普及啓発、ラインケアに関する管理職研修の実施、復職支援システムのきめ細やかな運用等に重点的に取り組むこととしております。

28年度の主な事業といたしましては、まず、精神疾患の未然防止を狙いとする一次予防として、今年度から全ての教職員がストレスチェックを受検し、職員自身にストレスの状況を気付いてもらった上で、高ストレス者には産業医が面接指導するとともに、個々人の結果を学校など組織ごとに集計・分析することにより、職場ごとのストレス状況を把握し、職場環境の改善につなげていくこととしておりますほか、各種セミナーに加え、新たに「健康メンタル出前講座」を開設し、心を守るためのセルフケアをサポートすることとしております。

次に精神疾患の早期発見と早期対応を狙いとした二次予防といたしましては、県庁内に設置しております教職員健康相談室において医師や臨床心理士、保健師が心身の健康相談に応じるとともに、平日に相談室を利用できない教職員や御家族のために、東・中・南予の県下3会場で「メンタルヘルス休日相談」を実施いたしますほか、資料掲載の各種相談事業を行うこととしております。

また、5ページを御覧いただきたいのですが、精神疾患により、やむなく休職に至った教職員の円滑な職場復帰と再発防止を狙いとした三次予防として、「教職員復職支援システム」を運用しており、休職中の面談やリハビリ出勤、復職サポート職員の設置などの支援を行い、復職者の不安や負担の軽減に努めることとしております。

今後とも、市町教育委員会等との連携の下、学校現場の意見などを聴きながら、メンタルヘルス対策の一層の充実を図り、教職員が心身共に健康で子どもたちに向き合うことのできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に愛媛県奨学資金制度の概要について、御説明申し上げます。6ページをお開きください。県奨学資金につきましては、愛媛県奨学資金貸

与条例に基づき、経済的理由により修学が困難な高校生等に学資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的に実施しております。

貸与の対象は、高等学校、高等専門学校又は専修学校の生徒としており、募集区分といたしましては、高校進学前に応募する予約採用や高校在学学生を対象にした在学採用のほか、家計の急変により緊急に貸与の必要が生じた者に対して行う緊急採用により実施しております。

貸与月額につきましては、従来の貸与上限額を維持するとともに、22年度からの授業料無償化実施に合わせて、生徒の家計状況に柔軟に対応するため、5千円単位で生徒が希望する額を貸与する「貸与額選択制」を導入しており、約27%の生徒が、上限額以外の額を選択している状況にあります。

現在、奨学金を希望する者のうち貸与要件を満たす生徒には全て貸与を行っておりますが、今後も利用しやすい制度となるよう制度の改正に柔軟に対応することで、高校生等への経済面での修学支援に引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(生涯学習課長) 生涯学習課の重点取組事項、3事項について御説明いたします。

まず、資料の7ページの「学校・家庭・地域の連携推進について」ですが、近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもに関わる問題が複雑化、多様化、困難化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携・協力し、地域住民や豊富な社会経験をもつ人材等の協力を得て、県民総ぐるみによる教育支援活動の推進を一層目指す必要があります。そこで、1の「学校・家庭・地域連携推進事業」では県事業として、まず、「えひめ家庭教育応援ファシリテーター養成事業」を実施いたします。昨年度、「えひめ家庭教育応援学習プログラム」を作成し、冊子にして学校教育、社会教育、保健・福祉、子育て支援関係者等に配布いたしました。本プログラムは、幅広い年代を対象として子育てや家庭教育に関する学習活動や学習者同士のつながりを支援するものです。今年度は、本学習プログラムを活用して学習活動を推進する人材を養成するため、「えひめ家庭教育応援ファシリテーター養成講座」を県内3か所で開催し、本学習プログラムの普及啓発及び家庭教育支援の推進に努めたいと考えております。

次に「愛顔でつなぐ“学校・家庭・地域”の集い」です。25年度から「愛媛の保護者と教師の集い」として開催してまいりましたが、子どもたちを取り巻く問題等の解決には、学校関係者・社会教育関係者に加え、子育て、保健・福祉、企業、警察等の各関係者との連携・協力が重要であることから、今年度は「愛顔でつなぐ“学校・家庭・地域”の集い」と名称を変更するとともに分科会の協議題に子どもの貧困対策等を新たに加え、社会総がかりで取り組む教育の推進に向けた関係者への普及啓発及び意識向上を図りたいと考えております。また、市町事業では、昨年度初め

て、県内全20市町で本事業を活用した取組が行われ、今年度も引き続き、全市町で教育支援活動に取り組むこととしております。「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」、「家庭教育支援」の3つの取組のほか、今年度から新たに放課後の学習支援を行う「地域子ども学び場」の取組を加え、地域の実情に応じた効果的な教育支援活動を推進することとしております。

2の社会総がかりの学校教育支援推進事業ですが、出前授業や職場体験学習など、学校の教育活動に対して支援を行う企業・団体等を『えひめ学校教育サポーター企業』として登録し、支援内容を県のホームページで公開しており、学校が地域の教育資源を適切に活用できるシステムを整備することにより、確かな学力の定着、キャリア教育の充実等、学校教育の今日的課題に対して社会全体で支援する体制を構築することを目的とするものです。平成25年9月に事業を開始し、現在、157の企業・団体等に登録いただき、27年度は、県内で延べ40の学校、1,769名の子どもたちが、出前授業や職場体験等の教育支援を受けました。今年度も事業の充実、整備に取り組むこととしております。

3の「地域人材を活用した土曜教育推進事業」は、学校・家庭・地域が連携し、土曜日の教育環境を豊かにするために、地域の多様な人材や企業の豊かな社会資源を活用した、教育支援体制の構築を目指しています。県内7校の県立高等学校で教育課程外の活動として、それぞれの学校の教育課題に応じて体系的・継続的なプログラムを実施し、土曜日ならではの豊かな教育活動を提供します。また、今年度は新たに愛南町で、小学生を対象としてモデル的に本事業を実施します。町内の全小学校を対象に希望者を募り、地域の歴史や自然など、体験活動を通して学び、郷土愛を醸成するとともに、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指した取組が計画されております。以上、各事業の充実及び推進を図ることで、学校・家庭・地域、企業等の一層の連携協力を促進し、県民総ぐるみの教育支援活動及び教育支援体制づくりに努めてまいります。

次に、本年3月に策定しました生涯学習推進計画に基づく主な取組ですが、資料8ページをお願いします。本計画では、基本目標を「誰もが主役で輝き続ける“学び舎えひめ”の創造」とし、三つの施策の方向性を掲げ、目標の実現を図ることとしております。施策の方向性の一つ目、「主体的に学習活動をひろげる」ために、県内の生涯学習関係機関が連携し、県内全域を一つの“学び舎”として、県民の生涯学習を応援する「学び舎えひめ悠々大学」により、学習機会・情報の提供を積極的に行います。また、次世代育成の視点を重視し、「ふるさと愛媛学」の成果を生かした学校への出前講座・出前授業開催実績を検証し、児童・生徒、学校、市町の教育的ニーズを把握し、当該事業の充実方策を検討いたします。次に、施策の方向性の二つ目、「学びの仕組みを協働でつくる」ために、市町、公民館をはじめとする関連施設、企業・団体・NPOとの連携・協働を

図っていきます。具体的には、生涯学習振興計画等が策定されていない市町に対して、地域の実態や課題に応じた計画が策定できるよう、計画策定に資する情報提供等の支援に努めるとともに、推進指標の実績から、公民館をはじめとする関連施設や企業・団体・NPO等との連携の在り方等を検討いたします。次に、施策の方向性の三つ目、「学びの成果をまちづくりにつなぐ」ために、地域政策課が実施する「地域づくりリーダー養成研修会」等の実績を踏まえ、教育委員会内部連携だけでなく、知事部局等との連携の下、人的ネットワーク構築に向けた対応策を検討いたします。また、教育的成果の視点を重視し、学びの成果循環のための新たな取組として、県民自らが地域づくりの当事者となる施策を検討いたします。行政をはじめとした多様な主体による連携・協働体制により、生涯学習施策を重点的かつ計画的に推進するため、あらゆる機会を通じて、本計画の普及・啓発を図るとともに、県民の意見や意向を反映しつつ、着実な具現化に努めてまいります。

最後に、南予の地域振興に資する歴史文化博物館の取組ですが、資料の9ページを御覧ください。生涯学習課が所管する歴史文化博物館では、愛媛の歴史・民俗等に関する様々な資料を継続的に収集・整理・保存し、展示事業や教育普及活動に活用することにより愛媛の歴史や文化に多くの方に親しんでいただいております。南予地域にある社会教育施設であり主要な観光施設でもある歴博を活用して、南予の活性化を図ることは極めて重要な課題と考えており、現在開催されている「えひめいやしの南予博2016」に南予観光の中核施設として参画することとしております。南予を中心とした愛媛の祭りをテーマとした特別展「愛媛・お祭り博覧会2016」など様々なイベントを実施するほか、期間中を通じて、南予の歴史や文化等に関するテーマ展を開催するなど、歴博の特長を生かした多様な取組を展開していくこととしています。今後、歴博を南予最大級の観光資源として、さらには地域活性化の拠点として大いに活用できるよう充実強化に努めてまいります。

以上、生涯学習課の重点取組事項の説明を終わります。

(文化財保護課長) 文化財保護課の重点取組事項3件につきまして、説明させていただきます。資料10ページを御覧ください。まず、「文化財保護の推進について」です。文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものでありまして、当課ではこのような貴重な国民的財産である文化財の適切な保存・活用に努めているところでございます。県内の文化財につきましては、現在、国の指定等が199件、県指定等が319件、このほかに国の登録が114件となっております。

本県にはこれらのほかにも優れた文化財がまだまだあることから、今年度、新たに当課に課長級の「文化財専門監」を設置いたしまして、文化財に関する専門的、技術的な指導、助言機能を強化いたしまして、文

文化財所有者はじめ国や市町と更に連携強化を図るとともに、県文化財保護審議会委員の皆さんの意見も聴きながら、それぞれの文化財の価値に応じまして、国や県の文化財指定等を順次進めてまいりたいと考えております。また、引き続き、国・県指定文化財の所有者等が行う保存修理事業に県費助成を行い、文化財の適正な保存管理とその活用を図りながら、文化財保護の推進に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、資料11ページを御覧ください。「四国遍路の世界文化遺産化に向けた取組について」です。四国4県と関係市町村が共同提案いたしました「四国八十八箇所霊場と遍路道」につきまして、二つの課題が指摘されております。一つ目は、構成資産の保護措置が不十分であるという点、二つ目につきましては、顕著な普遍的価値の証明が必要であるという点でございます。当課におきましては、一つ目の指摘に対しまして、構成資産であります札所寺院あるいは遍路道の文化財指定による保護に向けまして、平成22年度以来、第41番札所龍光寺ほかで文化財調査を進めておりまして、28年度も引き続き、明石寺、横峰寺の調査を実施する予定でございます。今後、四国4県と関係市町村は、暫定リスト入りを目指しまして、改めて提案を行う予定と聞いておりますので、担当いたします知事部局の企画振興部と連携を図りながら、調査と並行いたしまして、札所や遍路道の文化財指定に向けて、文化庁と協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、資料12ページを御覧ください。「美術館の利用促進について」です。今年度も引き続き、マスコミと実行委員会方式による企画展を年6回開催するとともに、所蔵品展の充実を図りまして、県民に多様な美術鑑賞の機会を提供してまいりたいと考えております。また、子供の時から美術館に親しんでもらうため、県内小中高校生につきまして、展覧会の観覧料の減免を行いますほか、学芸員によります解説や対話型鑑賞プログラムなど、ニーズに応じた学習支援活動を展開しまして、学校と連携を更に深めてまいります。

なお、美術館南館につきまして、27年度に耐震改修のための実施設計を行いまして、今年度は、いよいよ耐震改修工事を施工することとしております。以上でございます。

(保健体育課長) 保健体育課では、今年度、4つの事項について重点的に取り組んでまいります。資料の13ページを御覧ください。1の子どもの体力向上と学校体育の充実につきましては、「えひめ子どもの体力向上プラン」に基づきまして、平成28年度から、各学校において「体力アップ推進計画」を策定・実施・評価し、児童生徒の体力向上を図ってまいります。また、特に運動が苦手な子どもに対しましては重点的な支援を行うため、体育・保健体育授業づくり研修会の開催や小学校10校に体育専科教員を配置し、授業研究会を行うことにより、教員の資質向上と授業の改善を図ってまいります。

また、「えひめ子どもスポーツITスタジアム」の充実に努め、運動する「時間」、「空間」、「仲間」の提供により、幼児・児童の運動の日常化を推進し、子どもの体力向上の取組を一層強化してまいります。さらに、「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」によりまして、スポーツトレーナー等の医科学関係者や経験豊かなスポーツ指導者を学校へ派遣し、運動部活動の充実に努めてまいります。

なお、14ページには先ほど申し上げました、各校で策定・実施・評価いたします本県独自の体力アップ推進計画の作成例を添付しておりますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

次に15ページを御覧ください。2の「えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業」につきましては、優れたスポーツの才能を有する子どもたちを発掘、育成し、将来、国際大会で活躍する日本代表選手を本県からより多く輩出するとともに、将来の本県スポーツ界を担う指導者やリーダーを養成する事業でございます。

昨年度は、小学4年から中学2年までを対象として、県内3,262名の応募の中から、各学年約100名の499名を「愛顔のジュニアスポーツアカデミー生」に認定いたしまして、さらに、セカンドトライアルを実施して、各学年20名余りの、計110名を3月に「愛顔のジュニアアスリート」1期生として認定をいたしました。

今年度は、新規募集する小学4年生と他学年からの若干名の追加認定者を加えた上で、月に2回ないし3回程度、身体能力を高めるためのトレーニング、知的能力を高める栄養、食事、リハビリ等に関する講義などのプログラムや、多くの競技の体験など、様々な観点で育成を行ってまいります。

さらに、本事業では、子どもたちがトップアスリートを目指すために適性競技を主体的に決めていけるよう、各競技団体の指導者等による評価、測定会の実施、得られたデータに基づく本人の適性に合った競技についての情報提供などを行っていくこととしております。

なお、本事業は、優れた身体能力、本人の高い意欲が重要なため、家庭、学校、所属クラブ等の指導者の理解と協力を得ながら、推進してまいります。

続いて16ページを御覧ください。3の学校安全の推進についてであります。東日本大震災の発生を踏まえ、災害に対し児童生徒の命を守るための教職員の対応、地域との連絡体制の整備の強化を図るとともに、自然災害等の危険に際して「主体的に行動する態度」を養い、安全で安心な社会づくりに貢献できる人材育成に取り組むほか、県立学校教職員の防災士を各学校新たに2名養成し、4名体制に強化したいと考えております。

また、通学路安全対策アドバイザーの派遣ですとか、学校・警察・道路管理者の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討、実施を行い、

高校生の自転車事故の防止のため、県立高校6校において、交通マナー向上への取組を行うとともに、その成果の県内全域への普及に努めます。

なお、今般、文部科学省から「学校事故対応に関する指針」が示されたこともございまして、県立学校及び市町教育委員会にその旨、周知いたしますとともに、県教委といたしましても、指針の内容を踏まえ、引き続き適切な事故対応を行ってまいりたいと考えております。併せて、事故や災害時の教職員の危機管理意識の向上研修も行ってまいります。

17ページを御覧ください。4の子どもの健康課題と食育への取組についてですが、子どもの健康課題への対応については、生涯を通じた健康の自己管理能力を身に付けさせるため、「望ましい睡眠習慣の確立」を重点テーマとして、その課題解決に向けた取組を行うほか、「愛媛県がん対策推進計画」に基づき、昨年度に引き続きまして、専門医等による講演又は研修会を学校で実施します。

食育への取組については、食育における学校給食の重要性や学校での食に関する指導の充実が求められていることから、栄養教諭の専門性を生かしつつ、学校教育活動全体を通して効果的な食に関する指導を推進いたしますとともに、学校給食の衛生管理の徹底に取り組んでまいります。

また、米飯給食の実施や地場産物等の活用促進についても、引き続き、市町教育委員会、地元JA及び学校給食関係者等との情報共有を図りながら推進してまいります。以上でございます。

(義務教育課長) 続きまして、義務教育課の平成28年度重点取組事項「確かな学力の定着と向上」について御説明いたします。資料18ページを御覧ください。

まず、平成27年度までの取組の成果と課題について御説明いたします。

平成27年度に実施された全国学力・学習状況調査の順位はお手元の資料のとおりです。成果として、「文章で解答する問題で、最後まで書こうと努力した」と答えた児童生徒の割合が全国に比べて小学校で6ポイント、中学校で7ポイント上回るなど粘り強く学習に取り組む児童生徒が増えたこと、小学校において、国語の「活用」の平均正答率が平成26年度と比べて約10ポイント向上するなど、読解力が向上したことが挙げられます。これらの学力は一朝一夕に身に付くものではありません。これまでの取組を継続し、このような学力を更に伸ばしていきたいと思えます。

一方、小学校の国語の「知識」と算数の「知識」は全国平均程度にとどまっており、基礎的な学力の更なる向上が必要と考えました。そこで、特に正答率の低かった問題を中心とした、県教委作成の「ふりかえりテスト」を昨年度末までに4回実施し、課題の克服を図ってきたところでございます。

本年度の全国学力・学習状況調査は今年19日に実施されます。愛媛県

学力向上5か年計画では、全国トップ10入りを果たすことを指標としております。5か年計画最終年度を迎える本年度、県教委では、調査直前まで、子どもたちが身に付けた学力を十分に発揮できるよう、各市町や各学校に積極的な指導・助言を行っているところでございます。

次に、平成28年度の取組について御説明いたします。学力向上システム構築事業の5年目を迎える今年度は、これまで取り組んできた学力向上推進主任研修会の開催や県独自の学力調査の実施、学習プリントの開発・提供、各市町や各学校への学力向上の取組に対する助言に継続して取り組むとともに、新たに2つのことに取り組めます。

まず、社会科歴史的分野の教材を新たに作成し、子どもたちの自主学習を支援いたします。国語、算数だけでなく総合的な学力を身に付けさせることを目指しております。

また、愛媛県学力向上5か年計画の最終年度を迎えることから、今年度「学力に関する検証委員会」を立ち上げ、これまでの取組の成果と課題を検証し、今後の学力向上に向けた提案等を取りまとめたと考えております。

今後も、市町や学校と連携して学力向上に取り組む、児童生徒の確かな学力の定着と向上に努めてまいります。以上で義務教育課の説明を終わります。

(高校教育課長) 高等学校教育につきましては、様々な課題が山積しておりますが、各高等学校、中等教育学校において校長がリーダーシップを発揮し、特色ある学校づくりを一層推進するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力して、信頼される学校づくりが進められるよう、支援してまいりたいと考えております。

重点取組事項1点目は、「グローバル社会を生き抜くための確かな学力の向上と豊かな心の育成」であります。資料19ページを御覧ください。これは、グローバル化の進展など変化の激しい社会において、生徒に確かな学力や豊かな心などのバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められていることを踏まえて定めたものであります。

「確かな学力の向上」については、高校生アクティブ・ラーニング推進事業、高校生英語活用力向上事業等を通して、次期学習指導要領や大学入試センター試験に代わる新テストを視野に入れた実践研究等を行い、生徒一人一人の確かな学力の向上を図ります。

「豊かな心の育成」については、地域を担う心豊かな高校生育成事業、高校生国際交流促進事業、えひめ高校生次世代人材育成事業等を通して、様々な体験活動の充実を図り、他者を思いやる心や自己を肯定し大切にする心など、豊かな心を育むとともに、国内外の高校生との交流を通して、世界に通用する人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、国から指定を受けている、スーパー・グローバル・ハイスクール事業の松山東高校、宇和島南中等教育学校の2校の活動を、スーパ

ー・サイエンス・ハイスクール事業の松山南高校、宇和島東高校の2校の活動を引き続き支援するとともに、機械造船科を新設し、今年度新たにスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定された今治工業高校の教育活動を支援し、これらスーパー・ハイスクール5校の成果を県内各校に普及することを通して、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際社会で活躍することのできるグローバル人材の育成に取り組むこととしています。

2点目は「高校の魅力化と地域との連携に関する取組について」であります。23ページを御覧ください。人口減少社会の到来に伴い、高校にとって、入学者を確保することは喫緊の課題となっており、現在、本県の各高校においては、学校の生き残りを賭けた魅力化に取り組む気運が高まっております。

例えば、西条高校の国際文理科、今治工業高校の機械造船科のような学科改編や、新居浜東高校における健康・スポーツコースの導入、三崎高校のような国・県の事業を活用して地域の活性化と学校の魅力化を結び付けた取組などが、高校魅力化の取組例であります。これらの学校では、28年度入試において志願倍率の伸びが見られ、一定の成果が現れつつあるものと評価しております。また、これらの学校の取組は、いずれも、地域社会や地元企業と密接に連携して、地域の活性化を見据えたものであり、今後、学校が、地方創生の起爆剤となりうる可能性を示したものであると考えております。本課といたしましては、本年度も、各校が地域と連携した、高校の魅力化を推進できるよう支援することとしており、昨年度、国費を活用して実施した「地域に生き地域を創る若者育成モデル事業」に代わり、県単独の事業として「地域に生き地域とともに歩む高校生育成事業」を実施します。この事業は、希望する学校が、地域の行政、企業、NPO等との連携により、魅力ある学校づくりのプランを創出し、その中から県で実施するプレゼン審査会によって選ばれた8校程度が、来年度に実際に魅力化プロジェクトに取り組むもので、年度末に実践成果を発表し、成果を普及することとしております。

地方創生が望まれる中、本事業を含め、学校の魅力化を推進する中で、地域を担う、企画力・実践力を備えた人材を育成してまいりたいと考えております。

3点目は「県立高校等における教育の高度情報化」であります。26ページを御覧ください。国では、生徒1人1台のタブレット端末、各教室への電子黒板や無線LAN整備、校務の情報化等を進めており、先月も、文部科学省の有識者会議が、「デジタル教科書」について、次期学習指導要領が改訂される4年後をめどに、全国の小・中・高校の教育現場に導入するよう意見をまとめるなど、2020年までに、21世紀にふさわしい学校教育環境のICT化を目指しております。本県においても、将来を見据え、計画的に機器整備を進める必要があります。そこで、27年度から

「ICT教育推進事業」により、伊予高校と松山商業高校の2校を実践研究指定校に定め、電子黒板やタブレット端末を整備し、ICT機器を活用した効果的な授業の実践研究に取り組んでおります。28年度も、引き続き、この2校で研究を進めるほか、総合教育センターにおいて、県立学校教員に対するICT活用指導力の向上に向けた研修を行う等、全県立学校でICT教育の推進に取り組むこととしております。また、校内LANの機器更新や、職業学科のICT機器の整備等を行うなど、21世紀にふさわしい学校教育環境を目指し、整備に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目は「県立学校の耐震化の推進」であります。27ページを御覧ください。県立学校の耐震化については、従来目標を前倒しし、「平成29年度耐震化終了」とする目標を掲げ、その目標達成に向け、25年度以降、毎年50棟程度の耐震化工事を実施しております。特に、災害時に迅速な対応が難しい児童生徒が通う特別支援学校については、最優先に取り組み、平成27年度末に完了したところであります。平成28年度については、新居浜商業高校本館など16校17棟の改築工事、今治北高校大三島分校本館など3校5棟の耐震補強工事、川之江高校武道場など4校4棟の解体工事、川之江高校武道場など8校8棟の改築設計、東温高校特別教棟など3校3棟の解体設計などを実施する予定であります。このほか、内・外装材や照明器具等の非構造部材の耐震対策についても、構造体の耐震化と併せて、引き続き取り組むこととしております。

なお、平成28年4月1日現在の耐震化率は、90%を超える見込みであります。以上で、高校教育課の説明を終わります。

(人権教育課長) 人権教育課の重点取組事項の2事項について御説明いたします。資料の28ページを御覧ください。まず、「人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組」の充実について、御説明いたします。

愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図るため、平成25年6月に策定した「愛媛県人権・同和教育基本方針」に基づいて、「愛媛県人権・同和教育研究大会」をはじめ、東・中・南予別に開催する地区別人権・同和教育研究協議会等を開催し、県内各地域の人権・同和教育の実践の報告や協議を通して、県民の人権意識の高揚に努めてまいります。

さらに、学校教育や社会教育における指導者の育成に向けて、人権・同和教育主任研修会や地域社会人権・同和教育リーダー研修会等を開催するとともに、学習・啓発活動において活用できる資料を作成し提供することで、各地域で開催される研修の充実や指導者の資質の向上を図ることとしております。

続いて、資料29ページを御覧ください。「いじめ防止対策の充実」について、御説明いたします。

「いじめ」は、児童生徒の命にかかわる重大な人権侵害であることを踏まえ、いじめ防止対策推進法および、「愛媛県いじめの防止等のための

基本的な方針」に基づき、組織的で総合的ないじめ問題対策を推進してまいります。

具体的には、いじめ防止対策のための県の連携体制や、いじめのカウンセリング経験豊富な相談員が24時間電話で対応する「いじめ相談ダイヤル24」を継続して実施いたします。

また、児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組むために、小学生から高校生までの代表者や教職員・保護者が参加して実践交流を行う「いじめSTOP愛顔の子どもフォーラム」を引き続き開催いたします。このフォーラムでは、各市町で開催される「子ども会議」の成果等を基にした実践報告やパネルディスカッションなどを行い、その様子を「えひめ愛顔の子ども新聞」に掲載して全ての児童生徒に配布し、県全体にいじめ根絶に向けた機運を高めるための普及啓発を行ってまいります。

さらに、いじめ防止にかかる高校生の主体的活動支援として、いじめ防止のための啓発劇やイラストによるハンドブック作成、放送部等による啓発番組の制作や生徒会や学級でいじめ防止実践活動等に取り組む学校を指定し、その活動を支援するとともに、その成果物を県内全ての学校に配布することを通して、高校生がチームえひめのリーダーとして貢献する取組も行ってまいります。以上で人権教育課の重点取組事項の説明を終わります。

(特別支援教育課長) 特別支援教育課の重点取組事項について、御説明をいたします。資料30ページを御覧ください。

まず、「キャリア教育の推進と特別支援学校技能検定の実施」として、各特別支援学校で企業、労働・福祉等関係機関と連携した早期からのキャリア教育を推進するとともに、生徒の就労先・現場実習先を開拓する職場開拓支援員をみなら特別支援学校に配置し、就労支援の強化に取り組めます。また、平成26年度に創設した「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」については、情報サービス部門と運搬・陳列種目を新たに導入するほか、既存種目は、幅広い生徒が参加できる「地区検定」と、企業現場での即戦力としての力が試される「県検定」の制度へと転換し、充実を図ってまいります。

次に、資料31ページを御覧ください。「特別支援学校における文化芸術活動の推進」として、みなら特別支援学校において、坊っちゃん劇場に所属するプロの劇団員によるワークショップや坊っちゃん劇場での発表を行うことにより、生徒の表現力や自己肯定感を向上させ、主体的に自立し、社会に参加する態度を養うとともに、特別支援教育の一層の理解啓発を図ってまいります。

次に、「特別支援教育に関わる教職員の専門性向上」として、本年4月1日の障害者差別解消法施行により、国公立学校では合理的配慮の提供が法的義務となることを踏まえ、合理的配慮に関する教職員の理解を深めるために、合理的配慮普及研修会やセミナーを開催するほか、小中学

校等の依頼に応じて、合理的配慮協力員を派遣し、各学校や市町が適切に対応できるよう支援してまいります。

また、八幡浜市内の小学校を指定校として、発達障がい等の児童生徒に対する指導方法の改善や早期支援の在り方について実践研究を行うとともに、通級による指導については、新居浜市内の小学校を拠点校とした実践研究や県内全ての通級指導教室担当者を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図ってまいります。以上で、説明を終わります。

(教育長) ただいま、事務局から今年度に重点的に取り組みたい事項について御説明がりましたが、これらの点についての御質問、御意見等はございませんか。

(協委員) 学校安全の件ですが、私も市の教育委員をやらせていただき、学校訪問等行かせていただくと、中にこれはちょっと危ないなという箇所があるのですが、現場の先生は予算化しやすい箇所を優先して市へお願いする場合があります。市町には教育委員会がしっかりと上げていただいて、本当に危険な箇所に対応していくようお願いできたらと思います。

それと、最近、高校の学力に関することですが、名門高校と言われるところでも著しく学力を落としている学校もあると聞いておりますので、学力低下の現象が顕著になった場合には、学校に対するテコ入れをできるだけ早めていただいて、がたがたと落ちることのないようにしていただくというのが、やはり大事ではないかと思うのと、最後に、特別支援教育に関わる合理的配慮について、もう少し説明を、簡単に結構ですのでお願いいたします。

(保健体育課長) 委員のお話は、通学路の安全を主体としたものと思いますが、学校安全は、交通安全、防災、生活安全という3つの柱がございます。その中で、交通安全は、警察等と連携しながら児童生徒の教育、教職員の資質の向上を図っているところです。また、モデル校を設定し、防災、交通、生活安全面について事業を展開しているところです。お話のあった通学路の安全等については、24年度に一斉点検を実施し、約900箇所の危険箇所を確認し、教育委員会で約200箇所の対応を行い、そのほかは道路管理者と警察の方で対応いただき、ほぼ改善されており、引き続き定期的に点検を実施していくこととしております。

また、防災教育については、防災マニュアルを各学校で策定しているところですが、本年3月31日付けで学校の事故対応に関する指針が国から示されたところであり、交通、防災、生活安全について、初動体制、基礎調査、第三者委員会による詳細調査、調査内容の公表、再発防止等について、指針の内容を学校内で十分検討して、必要なマニュアルの見直し等を行うよう通知したところであり、市町の教育委員会とも連携をしながら、今後の対応について考えていきたいと思っております。

(高校教育課長) 各学校の学力の維持、あるいはレベルの維持について

のお尋ねであったかと思えます。平成の初めから比べますと生徒の数は半減しており、かつてと同じレベルで合格者数を維持するという事は物理的に困難な状況ではありますが、手をこまねているわけにはまいりませんので、高校の方でもいろいろな形で学力の向上を考えているところでございます。具体的には、チャレンジハイスクール事業など、各学校において、いろいろな形で横のつながりも大事にしながら、学力の向上に取り組んでいます。

本年度は各教科の方でもそれぞれ具体的に、実際に学力の変遷を分析いたしましたして、対策を考えていくような取組をしたいと考えているところです。なお、新規事業として、先ほど説明申し上げましたアクティブ・ラーニング事業に取り組むこととしており、今までの受け身の学習ではなく、主体的、協同的な学習、レゴ型の学習に取り組むようにしておりますし、大学入試新テストの研究等についても考えていく予定でございます。

少子化ですので、私学の方も生徒の確保に非常に力を入れているような中で、公立の高等学校の学力を維持し、さらに発展させていくという非常に重い命題をいただいたと考えております。今後、鋭意努力してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

(特別支援教育課長) 本年4月1日に障害者差別解消法というものが施行になってございます。その中で障がいのある人が、障がいのない人に比べて、平等性の観点において不利益を被ることのないように、学校においては一人一人の障がいの状態に応じて適切な変更であったり、調整をするというものを合理的な配慮と呼んでおります。具体的に申し上げますと、例えば、視覚に障がいのある児童が通常の学級で学んでいるという場合を想定いたしますと、通常の文字が非常に見えにくい状況でございますので、座席の配置を前に置いたり、あるいは白地に黒の文字だと非常に読みにくいので、できるだけ地の黒いもの、地の濃いものの上に白字で書いて資料を提供する。肢体不自由があつて車椅子を利用している児童・生徒に関しては、できるだけ1階の教室に配置をしたり、あるいは校内に段差があれば段差を解消するようなものをつけるといったこととなります。

ただし、合理的配慮と申しますのは、個人個人の状況によって異なつてまいりますので、まずは、本人、保護者の要望を学校が適切に把握をした上で、学校において過度な負担のないようなものを実施することが基本でございます。そこで、合意形成を図るということが重要になってまいりますので、本人、保護者の要望と学校の実情とを上手くタイアップ、マッチアップさせながら、できるところから始めるということが基本になろうかと考えております。以上でございます。

(協委員) 学校安全で、あつてはいけないことですが、前に校門の門扉で怪我をされた生徒さんもいらっしゃったので、そういったこととか、

防火用のシャッターとか、その辺も年に1回でもいいと思いますので、現場の学校で確認していただくようお願いできたらと思います。以上です。

(保健体育課長) 今、お話がありました内容につきましては、現場の方で十分確認させていただきます。また、行き過ぎたことのないようにしっかり指導してまいりたいと思います。

(攝津委員) 何点かあるのですが、まず、8ページの公民館のことです。学校が廃校になった地域の公民館の年間行事があると思いますけれど、だいたい公民館の役員をされている方にお聞きすると、1年間の行事の中身がとてもマンネリ化していて、なかなか新しいことに取り組むということができない。したいのですが、昔からおられる方の圧力というわけではないのですが、そういうことで、なかなか新しいことができないということをお聞きしました。よその公民館がどんな取組をされているかということ、多分、お知りにならないようであるということも理由にあると思われまので、やはり、他地域の情報をいろいろな所で共有して、いいところを学び合うという姿勢を大切にしていただけたらなと思います。

9ページ、高校生のマルシェです。この間、いやし博に八幡浜市で私も参加してきましたが、高校生の取組がすばらしく、これに付随しまして大学生がサポートに入って参加していました。高校、大学と同じ目的をもって支えながら、地域のために頑張る姿はすばらしいので、各課も続けていっていただきたいと思います。13ページ、子どもの体力ですが、何日か前の愛媛新聞で箸を持ったり、雑巾絞りなど本当に生活の中に密着することが難しくなっているという記事を見て、とてもびっくりしました。体力というのは運動だけではなく、そういうお掃除の中で雑巾絞りの握力を強化しているとか、学校給食でなるべく箸を持つことをさせたりということも必要かなと感じました。

17ページの、学校給食のことです。この間学校給食会におきまして、パン業者の方の高齢化が進んできて、廃業をされたりということをお聞きしましたが、廃業されても後のパンを作ってくださいところがなかなか見つからず、何回も交渉した中で、また、やはり続けていただくということになったらしいということをお聞きしました。パンから学校給食が始まったので、パンをやめることはなかなかできないということもあるでしょうが、高齢化が進む中で、多分、行く行くは廃業されるパン業者の方もいっぱいおられると思うので、後、どういうふうにしていくかということが大切になるのかなと思いました。

23ページ、各学校の取組のところですが、特色ある学校ができますと、やはり市を越えて「私はここに行きたい」という学校を選択する生徒さんたちも多くなるかと思われまので、そういう子どもさんたちが他の市に通えるような寮や、そういう環境づくりをしていただきたいと思

ました。

それと29ページ、いじめのところですが、昨年度から何件か保護者の方からいじめの御相談をお受けしました。その個人の面接の会議ですが、クラスの保護者と先生、クラスの子どもたちの情報を学校の先生たちに知っていただくということで、クラスの保護者全員が、討論の場と言いますか、地域のことでこういうことが危ないよ、とか、名前は出さなくてもこういう子がいるよ、というお互いの共有事項をもっと生かせるかなと思いました。以上です。

(生涯学習課長) まず、公民館の関係ですが、県の公民館連合会と連携して、ステップアップセミナーという研修を行っております。そこで、いろいろな先進的な取組を紹介しております。それと、新しく配置になった公民館主事、経験が浅い公民館主事を対象に2日間の研修を行っております。今年度も6月に県身体障害者福祉センターで研修するようにはしておりますので、そういうところで、また、いろいろな先進的な取組等、御案内できるかと思えます。併せて、県の生涯学習課のホームページに、それぞれの公民館の自慢の取組を出していただいて、それを公表しております。そういうところも参考にさせていただいて、新たな取組をしていただければと思えます。こちらでも情報提供に努めていかなければならないと考えております。

それから、歴博で取り組んでおります、高校生による主体的な事業ですが、今後ともそういう取組を考えて行っていたらと考えております。どうぞ御支援、よろしく申し上げます。

(保健体育課長) 2点の御指摘をいただきました。1点目につきましては、体力の向上ということで、小学校5年生及び中学校2年生の8項目の新体力テストの結果を見ると、点数自体は年々伸びていますが、全国的な順位は20台の後半から30位台と低位であることから、普段から運動が苦手な子も含めて、業間での運動促進等により体力を底上げしていただくような取組を行っているところです。

また、御指摘のあった食育の中での体力向上につながる取組については、栄養教諭、養護教諭等が中心となって、よく研究・検討させていただきたいと思えます。

2点目のパン給食につきましては、主食はパンから米飯給食に移行しつつあり、現在、米飯が週3.3回となっております。パンについては、御承知のとおり、県学校給食会が県下11工場から、納入しています。パン製造業者が高齢化しているとのお話も耳にしますが、少子化による児童生徒数の減少なども後継者不足の一因となっているのかもしれない。そういった中、地元の食材をできるだけ使いながら、パン食をどうするか、副食、牛乳はどうか、1食240円から270円という保護者負担、経済的負担をいただく中で、どうあるべきかについて一生懸命みんなで考えているところです。献立、食材の選定は、市町教育委員会等が行うわけ

ですが、パン食もやはり必要であり、価格的にもパンの原材料は輸入物に頼らざるを得ない部分がございますものの、本県の特産のはだか麦を使ったパンの提供を行っている市町もあるなど様々な取組を考え、実施しながら、業者の育成についても教育委員会だけで行うことはなかなか難しいので関係部署とも連絡を取りながら、できることについて対応していきたいと思っております。

(高校教育課長) 特色ある学校づくりの件ですが、隠岐の島前高校の例があまりにも有名になりましたが、あの例を見るまでもなく、基本的にこの特色ある学校づくりを考えておりますと、寮のことは必ず付随してくるものがございます。一般的にはへき地に寮を造って生徒を集めてくるというのが、一般的には想像されますが、逆に都市部に寮を造るという発想もございます。宇和島市の宇和島南中等教育学校の生徒も入寮する「はまゆう寮」など、市町が造っている例もあります。小田高校の寮は町営の寮となっているなど、いろいろな特色ある学校づくりを考えていく中で、アイデアは出てくると思っております。例えば、福島の中町では、町が女子バレー部のために寮を造って、全県下から生徒を集めている、このように一手に絞ってやっているのですが、そういった取組もございます。

どちらにしましても、県費には限界がありますので、市町との連携、それから長期的な望ましい学校の在り方を考えた上で、戦略的な寮の配置のようなものが大事になってくると思っておりますので、今後、あらゆることを慎重に検討し、その中で寮のことについても考えてまいりたいと思っております。

(人権教育課長) 保護者に対するいじめについての協議の場の設定のことですが、いじめを解消するためには児童生徒に直接指導を行う教職員や保護者がいじめほどの学校でも起こり得るということを十分認識し、いじめがエスカレートする前に早期に発見して対処するということが効果的であるということから、まず、小中学校の校長会、それから県立学校等の校長会におきまして、教職員・生徒及び保護者への指導・助言について、お願いもしているところです。いじめについては被害生徒の保護者はもちろん、加害生徒の保護者にも確実に連絡をし、必要であれば、話し合いの機会を設けるなど、以後の対応について適切な指導及び助言を行うよう、校長先生方をお願いしているところです。

また、保護者等への啓発も必要なことでありますので、現在、小中学校等でしたら、PTAで組織しております家庭教育部会等において、いじめ問題等について話し合う機会をもったり、あるいは、人権・同和教育の参観日等の後に学級の懇談会を開催し、その場でいじめ問題についても話し合う時間を取ったりするような学校が増えております。また、いじめSTOP愛顔の子どもフォーラムに保護者も参加していただいたり、児童生徒がどのような取組をしているかということ子ども新聞等

で周知したりして保護者にも協力を依頼するということを考えております。

(関委員) 2点あります。四国遍路の世界文化遺産化という取組です。是非、早期の世界遺産登録に向けた活動をしていただきたいと思います。この中でも特にちょっと気になるのが、調査報告という事業の中身についてはどうしても四国4県の連携が必要だと思います。そういう意味では調査をする項目、報告書のフォームなどを統一、又は連携が取られているかということをお伺いできたらと思います。

それからもう一つは、最近、新聞等で話題になっている学校行事、例えば、体育大会等での事故、けがの問題、これは盛んに記事になってますので、それについての対応についてはどういう取組をされるのかということをお伺いしたい。

(文化財保護課長) 四国遍路の世界文化遺産化に向けた取組につきましては、当然、四国4県、それから市町村が一緒になって登録に向けて活動しているわけですが、四国4県と関係市町村で、協議会を設立しております。今回、最初に提案して宿題をいただいております中で、何が課題かということをお共有いたしまして、今、委員がおっしゃったようにそれぞれ役割分担して、当然、調査研究につきましては取りまとめて提案ということになりますから、もちろん、統一性をもって、協議会の中で、連携していくような形になっております。

世界文化遺産の登録に向けましては、まずは暫定リスト入りを目指すということでございますので、四国4県、それから関係市町村とも一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

(保健体育課長) お尋ねがございました、学校体育行事での事故等防止についてですが、特に組体操についてどうかということであろうと思っております。組体操については、全国での事故が、全国で年間約8,000件、本県でも複数件あったとの報道がございましたが、そういったことを踏まえながら、先般、国から、学校長幹部職員、体育教諭等が、危険性を伴うタワーやピラミッド等の組体操を行おうとする場合には、その目的、必要性、危険性と安全確保策等について組織的に十分慎重に協議を行い、実施するかどうかを判断するようとの通知があったところです。絶対に駄目ということではございませんが、ピラミッド等で中には8段というようなかなりの危険性を伴うものもございますので、高さも含めて検討し、安全な組体操が実施されるよう学校長に御判断いただくよう4月早々に、各市町、市町教育委員会に通知させていただいたところです。今後も、安全性について十分配慮しながら取り組んでいただくよう指導してまいりたいと考えております。

(丹下委員) 2点、お願い等をしたいと思っております。まず、1点は高度情報化ということで、26ページの資料を見させていただいて、ずいぶんいろいろなことを取り組んでいただいておりますなど大変うれしく思いました。

私が若い頃は、教育機器としてはスライドとかOHP、これらのために一生懸命研修しましたが、最近、OHPを使うことはほとんどなくなって、その代わりコンピューターができて、コンピューターは成績処理だけだったのが、インターネットになって、どんどん時代によって指導方法が全然変わってきております。つい半年ぐらい前ですが、文科省に行った時にいただいた資料の中にOECDの国際教員指導環境調査というのがありまして、その中にICTの活用についても挙がっておりました。その中で、日本の教育では、ICTの活用の実施割合が非常に低い、日本はICTを生徒に使わせる割合が9.9%、他国は37.5%であるというようなことが示されました。ですから、ICTの活用について国も力を入れておりますし、予算面で大変でしょうが、少しずつでもいいですから、まず教員の研修をしないとイケませんので、実際の指導ができるように少しずつ研修等を順々と進めていってもらいたいと思っております。

2点目ですが、教員の資質向上に関して、先般、新聞に高校の教員の英語力が前年から大きく上昇したとありましたが、何でそんなに上昇したのかなと思ひまして、その辺りのいきさつなどを教えていただきたいです。教員の英語力が上がったからといって、すぐに生徒の英語力が上がるかといったら、そうではないと思ひますし、生徒については新聞によりますと大体全国平均並みと思われまふ。そこら辺りを今後、先ほど説明があつた中に高校生英語活用力向上事業というものがありますので、是非、生かしていただいて、教員の英語力を上げて、それを生徒の力に変えてほしいと思ひます。大学入学希望者学力評価テストが平成32年から始まると聞いておりましたが、そこで、聞いたり、話したりというようなことも考えられているようです。ですから、是非、教員の英語力の上昇を子どもたちの英語力の上昇につなげてほしいと思ひます。

(高校教育課長) 2点、ICTの件と教員の英語指導力の件についてお答えしたいと思ひます。まず、ICT教育の方ですが、一昨年の夏ごろ反転授業という新聞記事を見まして、まず近畿大学附属高校に、視察に行かせていただきました。この1年半を振り返っても、すごいスピード感で、タブレット、電子黒板を含むICT機器が普及していると感じております。ヨーロッパとか韓国では、ICT機器が普及している一方、日本は寺子屋の時代からの読み書き・そろばん文化があるためか、新しい機器を使うのがちょっと遅れている面はあります。反面ですね、佐賀県が一斉にタブレットと電子黒板を各教室に入れたということで視察に行つたのですが、いきなりパツと実施したという状態で、少し混乱をしているような印象も受けました。教員による機器の使い方とか、生徒の活用方法とか、スピード感をもって取り組まなくてはイケない反面、一回導入しますと、後戻りができません。非常に維持費もかかる一方で、機器の陳腐化が早い時代ですから、そういった意味では、これで行こうという決断は慎重に考えなくてはイケないと思ひます。現在は日進月歩

というか、特に機器がどんどん進歩している面があるということがございます。こうしていく中で、今、伊予高校と松山商業高校がタブレットを入れたモデルケースとして研究を進めているところです。今後、この取組を継続しながら、研究を進め、何が本県の高校生にとって一番良い形なのかを考えて、ICTを進めてまいりたいと思います。また、御指摘のように教員が早く慣れていかなければならないといけない面があります。他県の校長先生も、チョークアンドトークできちんと授業ができる人間じゃないとICT機器を入れても、結局同じことだというようなことは口をそろえておっしゃっておいりましたので、そういうことも考えつつ、時代に乗り遅れないように検討してまいりたいと思っております。

2点目の高校教員の英語力が大きく上昇したわけですが、これまでは本県の英語教諭の資格取得状況というのは60%台前半で推移しておりました。文科省は29年度までに英検準1級以上相当の資格を有する英語教諭の割合を75%にすると言っておりましたので、今年の6月に県内の全ての教員の資格取得状況を調査しました。その結果、資格未取得の約80%が、資格試験を受けたことがないことが分かりました。そのため、昨年7月に県下の高校英語教員、全てを対象といたしまして、英語力強化の必要性、本県の高校英語教諭の資格取得状況の概要、文部科学省が示す目標値等について文書で連絡するとともに、各種資格試験に積極的に取り組むように依頼いたしました。具体的には、県教委主催で9月下旬に県内2会場でTOEIC、IPテストを実施すること、また、10月中旬時点での資格未取得者を対象に11月から1月までに総合教育センターでの資格取得対策講座を開催することを案内いたしました。これらの取組によって各種試験を積極的に受検してくれた結果、取得率が大いに上昇したものと考えております。

今年度も引き続き、そのような取組を教育センター等と連携しながら、積極的に進め、更に、教員の英語力を向上させたいと思っております。

なお、委員御指摘のように、生徒の英語力がすぐに上がるわけではないですけれども、必ずや教員の意識の問題、自己研鑽の結果が生徒の学力に反映するものと思っておりますので、是非、取組を進めてまいりたいと思います。以上です。

(義務教育課長) 委員の御指摘は高校の件でございましたが、小中学校についても、併せてお答えさせていただきます。ICTの活用につきましては、具体例として、私が校長として3月31日まで勤務しておりました学校の様子をご説明いたします。小規模校ではございましたが、ICT機器の整備がかなり進んでいる印象をもっておいりました。コンピューター室にあるコンピューターがタブレットに早変わりし、理科の実験の様子や生活科での活動の様子などを写真に撮り、電子黒板等に映し出し、みんなで共有し合い、それらを基に話し合う学習活動が展開されておいりました。また、参観日の授業では、1年間の自分の成長の記録を映し出

し、保護者の方にも知っていただく良い機会となりました。このように、コンピューター室にコンピューターがあった時代から、タブレット型に変わり、その活用の幅の広がりが子どもたちの学びの機会や活躍の場の広がりへとつながっていきました。子どもたちは、タブレットを上手に使いこなしております。したがって、教員がしっかり研修を積み、授業等での更なる有効活用ができるものと思っております。

次に、中学校教員の英語力についてでございます。中学校の英語担当教員につきましても、国の目標が英検準1級の取得率50%という高いレベルではございますが、平成27年度に総合教育センターで教員の英語力のスキルアップを目的とした研修講座を新設するとともに、費用支援といたしまして、昨年度は愛教研、今年度は公立学校共済から2千円の補助をいただき、文科省の補助と併せて実質本人の負担なしで英検を受検できるようにしております。今後も引き続き、研修講座を続けていきますが、成果があまり上がっておりません。ただ、教師の力量が子どもの英語力のスキルアップにつながることは間違いございませんので、引き続き教員の英語力の向上に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。

(脇委員) もうお答えはいりませんので、お願いだけです。新居浜の女性の先生が万引きをして捕まったと皆さんの御記憶にもあると思うんですが、私は地元の中学校でこの人の人権・同和教育の授業を見せていただいて、非常に優秀ですばらしい授業をなされるなと思いましたが、ちょっと扇動的な部分も見えたので、一部不安に思った部分もあったんですけど、その後、あの事件がありまして、その後、がたがたと崩れていったような話が聞こえてきました。この辺までメンタルヘルスの部分で校長先生、おそらくどこかの段階で気が付くと思うので、早めにそういった先生を救い上げるというか、対応を是非、お願いできたらと思います。以上です。

(堺委員) どの課もすばらしい重点取組事項で、是非とも力を入れてやっていただきたいと思うのですが、その課だけではできないこともたくさんございます。例えば、いじめの問題にしても人権教育課の研修だけでは不十分で、やはり学校であれば学級担任がいかに集団指導、集団の中で子どもたちを育てていくか、人との関わり方をどのように教えていくか、というようなことも大事になってまいりますし、それから体力の問題にいたしましても保健体育課だけが必死になってもできません。私は、これは個人的なことですが、「体力づくりをするぞ」と言われるとすごく嫌なんです。もともとは体育の教員ですが、「体力づくりをするぞ」と言われると苦痛でたまりません。いかに普段の生活の中でも体力を上げていけるかという要素もたくさんございます。体験的な活動をどんどん取り入れていく。それから、先ほどの攝津委員さんのお話ではありま

せんけれども、お箸の持ち方とか、雑巾の絞り方とか、これはもう家庭に委ねることがたくさんあると思うんですね。そういう意味では一つの課だけではなく、是非ともいろいろな課と連携しながら、やっていただきたいと思っております。

教育委員会だけではなく、知事部局とも連携する部分はたくさんあるかと思っておりますので、しっかり連携をして、そして、課長さんたちだけじゃなくって、やっぱりその課員の方々もよその課がどういうことをしているかということを知った上で、取組を進めていただけたらと思っております。お答えはいりません。お願いです。

(教育長) 私も実は同意見でして、いつも言っているのですが、管理職の方々は比較的、管理職会みたいなもので懇親会を開いたりするんですけど、一番大事なのはやっぱり担当係長とか、担当者レベルでの普段からの連携というのが一番大事で、何か相談に課の方に行った時に、担当者がこういうふうにするというのではなく、一緒に考えましょうという感じのことの雰囲気づくりを、是非、所属長の皆さんにやっていただきたいなと思っております。これは、教育委員会事務局だけの話ではなく、知事部局との関係の連携、市町との連携、それから団体との連携につきましても、是非、そういう点しっかりやっていただけたらと思っております。

(攝津委員) 12ページ、美術館の利用促進についてですが、昨年度、新規の取組で婚活をされて、何組かカップルが成立されたということで、とても喜ばしい話だなと思えました。少子高齢化の時代にそういう事業が、美術を愛好する方の、同じ共通の趣味を持った中での取組というのが生かされたようです。科博とか歴博でそれができるかどうかは分かりませんが、いろいろな方面でのそういう婚活の取組がもっともっと増えればいいなと思っております。それにプラスして、教職員の方、40代程度の方がまだ結婚されてない方がたくさんおられますので、そういう方の縁結びの一つになればいいなと思っております。

それと、16ページ、防災士ですが、各校配置平均4名に増員ということで、大学生のうちから、教職員になってからではなく、大学で教職員を目指したいという生徒さんに先に、愛媛県で教職員を目指すのであれば、防災士の資格が取れるというような、そういうのがあれば、先生になって慌ただしく取らなくても、大学の中で、時間に余裕がある中で防災士の資格を取っていただいて、プラスそれが愛媛県の加点などになるのでしたら、みんな競争モードで資格を取ると思っておりますので、そういうことはできないのかなと思えました。以上です。

(文化財保護課長) 美術館を婚活に活用していただいたということですが、やはり県民に親しまれる開かれた美術館を目指して美術鑑賞だけでなく、いろいろな方法で県民の方に利用いただき、各方面に貢献できるような活動を続けていきたいと思っておりますので、今後とも、御理解、御協力の程をよろしく申し上げます。

(高校教育課長) 加点制度に関しましては、毎年、年度当初に検討を加えております。例えば、学校司書の資格や、臨床心理士に加点をつける項目もございます。防災士に関しましては詰めてみないといろいろ支障があるかも分かりませんが、とりあえず、御意見、御提言を受けて、検討させていただきます。

(保健体育課長) 保健体育課で防災士を担当しております。県立学校への防災士の配置を2名増員し、4名体制をとっていくために、研修経費、登録料等について予算措置いただいておりますので、しっかり取り組んでまいります。学校防災は年々重要性を増しており、児童生徒の命に係わる問題との認識のもとで取り組んでまいります。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○今治工業高校の文部科学省スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール指定校決定について

(教育長) 今治工業高校の文部科学省スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール指定校決定について、事務局から報告を願います。

(高校教育課長) 今治工業高校が、文部科学省からスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定されたので、報告いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールは、平成26年度から文部科学省が実施している事業であり、社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的としています。

本事業は、大学・研究機関・企業等と連携し、先進的な卓越した取組を行う専門高校が指定され、実践研究を行うものであり、全国では、平成26・27年度に各10校、今年度も10校で、合わせて30校が指定を受けており、四国では、27年度に指定を受けた徳島商業高校に続き、今治工業高校は2校目、本県では初めての指定であります。

資料の2ページを御覧ください。今年度は55校から応募があり、10校に選ばれるのは非常に困難な状況でしたが、指定を受けることができましたのも、地域の産業界と連携した造船コースの立ち上げが、全国の先進的なモデルとして評価されたものと考えております。初年度経費は、年間約800万円を予定しております。

研究開発課題は、「船づくりをモデルケースとした地学地就による次世代スペシャリスト育成プロジェクト」となっております。

資料の3ページを御覧ください。今治工業の取組の概要を、説明いたします。

本取組は、地域の企業と連携して、生徒を将来の職業人として育てていく「地学地就」を核としており、大きく分けて二つの取組が計画されております。

一つ目は、設計や開発分野について学ぶ「Challenge stage」です。生徒が地域の造船所に出向き、船舶用エンジンの製造工程について学ぶ「造船技術探究フィールドワーク」や、大学の教授等による講義を行う「大学連携講座」などを実施することとしております。

二つ目は、現場技能の習得を中心に取り組む「Community Action」です。地元企業等の技術者を学校に招へいし、実技指導をしていただく「匠の技継承講座」や「地元造船会社へのインターンシップ」などを実施することとしています。

これらの取組は、地元造船会社、船用工業、今治市等によって構成する「造船教育推進委員会」と連携を図りながら進めていく予定であります。この「造船教育推進委員会」に教育委員会も事務局として参加し、同校の事業実施における課題や問題点等の具体的内容を把握するとともに、より円滑に事業が行われるよう支援してまいりたいと考えております。

事業の取組を通して得られた成果については、スーパー・サイエンス・ハイスクールやスーパー・グローバル・ハイスクールの指定を受けております学校と合同で実施し、約600人の生徒、教職員が参加する「愛媛スーパー・ハイスクール・コンソーシアム」において発表し、成果の普及を図ることとしております。

地域と一体となった「地学地就」による人材育成は、産業教育を核とした地域振興の起爆剤となる取組であり、他の専門高校の貴重なモデルとして、本県の地方創生の取組に大きく寄与することが期待されます。

県教育委員会といたしましては、今回の指定校の決定を受けて、本県の未来を担う有為な人材の育成を目指す学校の取組に対して、更なる支援を進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして御意見・御質問等がございますでしょうか。

(全委員) ありません。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了いたします。

ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

それでは、議案審議に移ります。

(5) 議 事

議案審議

○議案第21号 公立中学校元教員の退職手当支給制限処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 勤務時間中に松山市内の民家に侵入し、物干し場の女性用下着を窃取しようとしたことにより懲役10月、執行猶予3年の刑に

処され、地方公務員法第28条第4項の規定により失職した公立中学校元教諭に対し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により、退職手当等の全部を支給しないこととする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第22号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を、愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により、任命する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後4時43分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会いたします。